水道料金・下水道使用料が町内統一料金になります

上下水道課
☎74－3008

平成21年6月分から実施
水道は虻田地区基準に洞爺地区を3カ年で統一

合併以来、虻田地区・洞爺地区それぞれの体系を引き継いできた水道料金・下水道使用料を統一することにしました。

基本的には虻田地区の体系を基準としますが、虻田地区においても一部区分を見直していきます。

今回は水道料金の統一内容についてお知らせします。下水道使用料の統一については次回にお知らせします。

みなさまのご理解をお願いします。

ご不明な点などは、上下水道課（☎74-3008）に問合せください。

水道料金

――いくら上がるの？

今回の改定は一律何パーセントではありません。用途区分、使用水量などにより違います。

洞爺地区の「一般家庭用」ではメーター使用料を含めて30％から40％程度の引き上げとなります。「業務用」では20％程度の引き上げですが、大口使用では引き下げとなる場合もあります。

虻田地区の「一般家庭用」、「業務用Ⅱ種」（収用人員50人超のホテルなど）、「公衆浴場用」、「臨時用」（工事現場などで臨時的使用）は変更ありません。

――見直した区分は？

虻田地区の「営業用Ⅰ種」と「官公署・学校団体用」、洞爺地区の「業務用」と「団体用」を一本化し、新たに「業務用」として、基本水量も10㎥に設定しました。

これにより、虻田地区の「営業用Ⅰ種」の20㎥の基本水量（基本料金）は軽減されます。

――いつから実施されるの？

平成21年6月分料金（5月25日基準検針日）から実施します。洞爺地区は、引き上げ額が大きいため3カ年で段階的に統一します。

――メーター使用料も上がるの？

洞爺地区の口径13から25ミリメートルの使用料は引き下げられます。虻田地区は変更ありません。料金同様に平成21年6月分からの実施で、経過措置はありません。

――会計としていくら増額になるの？

経過措置により、洞爺地区簡易水道会計で1年目が約190万円、2年目、3年目はそれぞれ約270万円の増額と試算しています。

虻田地区水道会計では「営業用Ⅰ種」の区分統一により、年間約270万円の減額と試算しています。

＜虻田地区＞

【水道料金】（変更になる区分のみ）

（消費税額を含む）（円）

現行				改定後			
用途別		水量	料金	用途別		水量	料金
営業用Ⅰ種	基本料金	20㎥まで	4,158.00	業務用	基本料金	10㎥まで	1,942.50
	超過料金（1㎥につき）	21から300㎥まで	194.25		超過料金	11から300㎥まで	194.25
		301から500㎥まで	183.75			301から500㎥まで	183.75
		501から2000㎥まで	162.75			501から2000㎥まで	162.75
		2001から4000㎥まで	126.00			2001から4000㎥まで	126.00
		4001㎥以上	94.50			4001㎥以上	94.50
官公署・学校団体用	基本料金	10㎥まで	2,100.00				
	超過料金	1㎥につき	194.25				